

## 有害指定玩具類等の指定見直しについて

## (趣旨)

昭和 36 年の「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」施行以降、同条例規定に基づき、これまで 45 件の玩具類等を有害指定しているが、その多くが昭和時代に指定したものであり、現在は製造・販売していない玩具類等があるほか、指定の重複が散見されるなど、実情に即していないことから、それぞれの玩具類等について指定要否を判断の上、有害指定の見直しを行う。

## 1 現指定状況

「別添 1」のとおり (計 45 件) (過去に指定取消し事例なし)

## 2 見直し方針 (案)

- (1) 指定継続 5 件 (いずれも包括指定)
- (2) 指定取消し 40 件 (いずれも個別指定)
- (3) 新規指定 4 件 (包括指定)

(「別添 2」参照)

No.	現指定 名称等	現指定 状況	見直し方針 (案)	理由
1	玩具銃	個別 6 包括 1	取消し 継続	個別指定玩具銃のうち 5 件は、ばね式、空気式銃であり、昭和 63 年に包括指定した「玩具銃」に該当する。残り 1 件は「モデルガン」であり、モデルガン自体は弾等を発射せず、危険性もないことから、個別指定 6 件分については指定取消しとし、包括指定分は継続とする。
2	水中銃	個別 15	取消し	個別指定した水中銃は現在製造・販売されていない。県内に水中銃販売店舗の把握はなく、ネット等販売店舗についても原則一般販売をしていないことから、全て指定取消しとし、新規指定はしない。

No.	現指定 名称	現指定 状況	見直し方針 (案)	理由
3	クロスボウ	包括 1	継続	指定対象となる運動エネルギー0.19J～6.0Jのクロスボウの販売事実の把握はないが、時勢を鑑みて指定継続とする。
4	玩具煙火	個別 12	取消し	現指定玩具煙火は、各種法令及び検査機関の規定上、現在は流通していない事実を確認していることから指定取消しとする。 なお、玩具煙火は、使用方法を遵守すれば安全な玩具であることから、新たな指定はしない。
5	刃物類	個別 3 包括 1	取消し 継続 ※新規指定 「模造刀剣類」 「ナイフ」	個別指定の「小刀」「日本刀」「あいくち」ともに、刃渡り等形状が限定されており、同一商品の販売が現在もあるとは考えられないことから指定取消しとする。また、玩具用「日本刀」及び「あいくち」は、銃刀法に規定する模造刀剣類（携帯の禁止）に該当し、模造刀剣類については青少年が所持する必要性は認められず危険性を有するものであることから新規に「模造刀剣類」として包括指定する。なお、「バタフライナイフ」については指定継続とし、「バタフライナイフ」以外の刃物類につき、サバイバルナイフやフォールディングナイフ等危険性を有するナイフが多数流通していることに鑑み、日常生活の用に供するナイフ類を除き、「ナイフ」（原則、銃刀法で携帯禁止対象のナイフ）について新規に「ナイフ」として包括指定する。（除外対象は例示する。）

No.	現指定 名称	現指定 状況	見直し方針 (案)	理由
6	玩具手錠	個別 2	取消し  ※新規指定 「手錠類」	個別指定の2件ともに製造元等が限定されており、現在の販売等流通実態は認められない。ただし、手錠については、現在も複数メーカーの商品が流通し、青少年に所持させることは不相当であること、さらに手錠のみならず、指錠及び足錠も同様に流通していることから、個別指定2件分は指定取消しとした上、「手錠類」として包括新規指定する。
7	スリングショット	個別 1	取消し  ※新規指定 「スリング ショット」	スリングショットは、銃刀法等各種法令に触れないが、危険性を有する器具である。 現在の指定は、機種指定の1種類のみであるが、スリングショット製造会社は複数存在し、その種類も多数あることから現在の個別指定を取り消した上、包括指定として新規指定する。
8	特殊警棒	包括 1	継続	現在も県内店舗で取扱い実態があることから指定継続とする。
9	シュノーケル	包括 1	取消し	ピンポン玉付きシュノーケルを指定しているが、昭和42年の死亡事故以降、メーカーとしての製造・販売は中止となり、現在の流通実態がないことから、指定取消しとする。
10	電動式自慰器具	包括 1	継続	現在も県内店舗での取扱いがあることから、指定継続とする。

### 3 スケジュール

- ・ 令和5年2月 静岡県青少年環境整備審議会への諮問、答申
- ・ 令和5年3月 指定取消し、新規指定公示

## 【参考】根拠規定（条例）

（有害がん具類等の販売等の禁止）

第10条 知事は、がん具類等の構造及び機能が著しく性的感情を刺激し、又は人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあるため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該がん具類等を有害ながん具類等として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及び理由を県の公報で公示しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

4 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定された有害ながん具類等（以下「有害がん具類等」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。

5 何人も、青少年に対し、業務その他正当な理由がある場合を除き、有害がん具類等を所持させてはならない。

（推奨及び指定の取消し）

第11条 知事は、第7条第1項若しくは第8条第1項の推奨又は第9条第1項、第4項若しくは第5項第3号、第10条第1項若しくは次条第1項の指定をした場合において、当該推奨又は指定をした理由がなくなつたと認めるときは、これを取り消すことができる。

2 前項の場合には、第7条第1項又は第8条第1項の推奨にあつては第7条第2項の規定を、第9条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を、同条第4項又は第5項第3号の指定にあつては同条第6項及び第7項の規定を、第10条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を、次条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を準用する。

（審議会への諮問等）

第18条 知事は、次に掲げる場合においては、静岡県附属機関設置条例（昭和27年静岡県条例第60号）第1条の規定により設置された静岡県青少年環境整備審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

（1）第7条第1項又は第8条第1項の規定による推奨をしようとするとき。

（2）第9条第1項、第4項若しくは第5項第3号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定をしようとするとき。

（3）第11条第1項の規定による取消しをしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により、審議会の意見を聴かないで推奨、指定又は取消しをしたときは、速やかに、審議会に報告しなければならない。

（一般からの申出）

第19条 何人も、第7条第1項若しくは第8条第1項の推奨、第9条第1項、第10条第1項若しくは第12条第1項の指定又は第11条第1項（第9条第4項及び第5項第3号に係る部分を除く。）の取消しをすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができる。

## 別添 1

## 有害玩具類等の指定状況一覧（R5.1現在）

No.	玩具類・器具類別	種別	名称	形状・構造	機能・威力・危険度	価格	製造元	販売・発売元、卸商	指定理由	告示日	個別・包括別
1	玩具類	刃物類	玩具用小刀 意匠9020	刃渡り78mm 刃幅7mm					青少年の健全な育成を害するおそれがある。	S37.11.16 静岡県告示第1008号	個別
2	玩具類	その他	玩具「手錠」	金属製 プラスチック製	実物と同じ機能を持ち、鍵がないとはずせない。 手にはめたまま走ると体の安定性を欠き、手が使用できないため危険である。	金属製 630円 プラスチック製 230円	東京都新宿区花園町54 明光産業株式会社		青少年の健全な育成を害するおそれがある。	S38.3.12 静岡県告示第103号	個別
3	玩具類	煙火	玩具花火「フラッシュ、クラッカー」 通称ダイナマイト				岡崎市 成瀬花火店 岡崎市 若松屋商店		その機能が人体に危険を及ぼすおそれがある。	S38.7.16 静岡県告示第371号	個別
4	玩具類	煙火	花火「2B」	円筒形 長さ約65mm 直径約5mm	マッチと同じようにこすると発火し、煙をはいて数秒間燃え、最後に爆音を発して爆発し、数メートルとぶ。これを多数束ねて爆発させた場合、または容器に入れて爆発させた場合人体に危害を与える。	1本につき 0.5円	豊橋市小田原町 杉山花火店	岡崎市針先町 若松屋商店	その機能が人体に危害を及ぼすおそれがある。	S40.7.20 静岡県告示第478号	個別
5	玩具類	銃	フレッシュマンカスタムNo.1（水中銃）	・スプリング式 安全装置付 ・A型全長100cm、重量1,000g ・B型全長80cm、重量800g ・引金は2点支持方式	ゴム（又はバネ）の伸縮力により金属製のモリを先端につけた長さ約30cmの鉄棒が発射されるもので、器種によって異なるが、約5mの距離から段ボール箱を射抜く威力をもつ。		啓平社		水中銃の構造及び機能が人体に危険を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S41.5.13 静岡県告示第304号	個別
6	玩具類	銃	フレッシュマンカスタムNo.2（水中銃）	・ラバースプリング式 安全装置付 ・全長85cm、重量1,100g	ゴム（又はバネ）の伸縮力により金属製のモリを先端につけた長さ約30cmの鉄棒が発射されるもので、器種によって異なるが、約5mの距離から段ボール箱を射抜く威力をもつ。		啓平社		水中銃の構造及び機能が人体に危険を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S41.5.13 静岡県告示第304号	個別
7	玩具類	銃	フレッシュマンカスタムNo.3（水中銃）	・ラバースプリング式 安全装置付 ・全長64cm、重量800g	ゴム（又はバネ）の伸縮力により金属製のモリを先端につけた長さ約30cmの鉄棒が発射されるもので、器種によって異なるが、約6mの距離から段ボール箱を射抜く威力をもつ。		啓平社		水中銃の構造及び機能が人体に危険を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S41.5.13 静岡県告示第304号	個別
8	玩具類	銃	フレッシュマンカスタムNo.5（水中銃）	・ラバースプリング式 ・全長35cm、重量270g	ゴム（又はバネ）の伸縮力により金属製のモリを先端につけた長さ約30cmの鉄棒が発射されるもので、器種によって異なるが、約7mの距離から段ボール箱を射抜く威力をもつ。		啓平社		水中銃の構造及び機能が人体に危険を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S41.5.13 静岡県告示第304号	個別
9	玩具類	銃	フレッシュマンカスタムNo.6（水中銃）	・スプリング式 安全装置付 ・全長30cm、重量200g	ゴム（又はバネ）の伸縮力により金属製のモリを先端につけた長さ約30cmの鉄棒が発射されるもので、器種によって異なるが、約8mの距離から段ボール箱を射抜く威力をもつ。		啓平社		水中銃の構造及び機能が人体に危険を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S41.5.13 静岡県告示第304号	個別
10	玩具類	煙火	玩具煙火 通称「ダイナマイト」又は「フラッシュクラッカー」	長さ3.7mm、直径6mmの円柱型の本体に27mmの導火線がついており、この導火線で8本または14本を結合し、赤い油紙で包装してある。	点火すると10数秒後に連続して爆発音を発して飛散する。	1 8本組で5円 2 14本組で10円	中華人民共和国広東省 茶葉土産進出口公司 東莞支公司	成瀬屋花火店（岡崎市上地町81）	その機能が人体に危険を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S41.7.19 静岡県告示第425号	個別
11	玩具類	煙火	玩具煙火「飛行員」	1 直径5mm、全長77mm 2 直径10mm、全長115mm 1、2ともにロケット型をしており、3本の尾翼に馬牌（HORSE BRAND）と記されている。	点火すると垂直に上昇して上空で爆発する発火から発射までが短時間であり、飛ぶ方向も一定しない。	1 1個 3円 2 1個 5円	中華人民共和国広東省 茶葉土産進出口公司 東莞支公司	(1)矢口貿易（東京都新宿区戸塚町） (2)恩田商店KK（東京都台東区浅草橋）	その機能が人体に危険を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S41.7.19 静岡県告示第425号	個別
12	玩具類	煙火	玩具煙火「人工衛星」	直径48mmのアルミニウム型円盤で、円盤下部に長さ20mmの導火線のついた直径6mm、長さ41mmの円柱型の花火がとりつけてある。	点火すると音をたてて、50度ぐらいの角度で上昇し、高さ約10m、水平距離にして10m位とぶがその方向は一定しない。	1個 10円	南海煙火KK（大阪府南河内町内郡下狭山池尻151）	大二玩具KK（大阪市天王寺区烏ヶ辻11）	その機能が人体に危険を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S41.7.19 静岡県告示第425号	個別
13	玩具類	煙火	玩具煙火「ホイッスリング・ムーンロケット」	直径8mm、長さ70mmのロケットと長さ44mmの発射台とからなり発射台には5mmの長さの導火線がでている。（プラスチック製）	点火すると発射台からロケットが発射され、約30mとぶがプラスチック製の発射台が発火の瞬間熱でとけて曲がったりするため、とぶ方向が一定しない。	1個 10円	岩槻火工品工場（埼玉県岩槻市岩槻）	恩田商店KK（東京都台東区浅草橋）	その機能が人体に危険を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S41.7.19 静岡県告示第425号	個別
14	器具類	銃	コンクウェストウォーターガンSG-401（水中銃）	全長108cm 備付けもり 全長110cm 全重量1,100g	ゴムまたはバネの伸縮力により金属製のモリを先端につけた鉄棒が発射されるもので、地上において近距離で発射した場合には、人体を貫通する威力を有する。	4,700円	千尋商事KK（東京都中央区新川1丁目10）	左同	その構造及び機能が人体に危険を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S41.7.19 静岡県告示第425号	個別
15	器具類	銃	コンクウェストウォーターガンSG-402（水中銃）	全長78cm 備付けもり 全長83cm 全重量780g	ゴムまたはバネの伸縮力により金属製のモリを先端につけた鉄棒が発射されるもので、地上において近距離で発射した場合には、人体を貫通する威力を有する。	3,700円	千尋商事KK（東京都中央区新川1丁目10）	左同	その構造及び機能が人体に危険を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S41.7.19 静岡県告示第425号	個別
16	器具類	銃	フォルゴ（水中銃）	全長141cm 備付けもり 全長88cm	ゴムまたはバネの伸縮力により金属製のモリを先端につけた鉄棒が発射されるもので、地上において近距離で発射した場合は、人体を貫通する威力を有する。	9,800円	クレッシーKK（イタリア）	クレッシー・サブKK（東京都新宿区三栄町18）	その構造及び機能が人体に危険をおよぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S41.7.19 静岡県告示第425号	個別

## 別添 1

## 有害玩具類等の指定状況一覧（R5.1現在）

No.	玩具類・器具類別	種別	名称	形状・構造	機能・威力・危険度	価格	製造元	販売・発売元、卸商	指定理由	告示日	個別・包括別
17	器具類	銃	ミグノン（水中銃）	全長118cm 備付けもり 全長89.5cm	ゴムまたはバネの伸縮力により金属製のもりを先端につけた鉄棒が発射されるもので、地上において近距離で発射した場合は、人体を貫通する威力を有する。	8,400円	クレッシーKK（イタリア）	クレッシー・サブKK（東京都新宿区三栄町18）	その構造及び機能が人体に危険をおよぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S41.7.19 静岡県告示第425号	個別
18	玩具類	刃物類	日本刀（玩具）	木製通称白鞘入り日本刀造り (1)刀身の長さ55cm 刀の幅2.5cm 刀の厚さ0.5cm (2)刀身の長さ18.5cm 刀の幅2.5cm 刀の厚さ0.5cm なお、(1)(2)とも刀身は軽金属製			KK国府田商店（東京都荒川区東日暮里4の29の3）	有限会社須賀（東京都台東区柳橋1の23の4）		S41.7.22 静岡県告示第433号	個別
19	玩具類	銃	ばね式玩具銃 「フレッシュマンB6」	銃全長910mm、銃身345mm、口径7mm	ばねの弾力でプラスチック製のつづみ玉を発射する。射程距離は約30m。	3,500円	啓平社（奈良県御所市751）	広田商事（東京都台東区蔵前2の2）	その機能が人体に危険を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S41.11.8 静岡県告示第686号	個別
20	玩具類	銃	通称「ブローニング380 けん銃」	全長15.3cm、口径0.8cm、重量500gの黒塗り金属製の玩具用ピストル。つかの部分に金属弾が6発装置できる。	金属弾の先に音玉（たま）をつけてからそうてんし引き金を引くとパシイという破裂音を発すると同時に銃口から火を吹く。次の引き金をかけると使用済みの薬きょう部分が銃身の側部より飛び出す。	ピストル本体3,400円、音玉（たま）100発入り100円、消音装置800円	東京都台東区上野町6丁目4の7 丸郷商店	左同	実物と見分けがつかないほど精巧なものでその形態、構造は財産および人体に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S42.3.7 静岡県告示第146号	個別
21	玩具類	煙火	玩具煙火「ホイッスリング・ムーンロケット」又は「ムーン・ジェッター」	直径8mm長さ70mmのロケットと長さ44mmの発射台とからなり、発射台には5mmの長さの導火線がでている。（プラスチック製）	点火すると発射台からロケットが発射され、約30m飛ぶが、プラスチック製の発射台が発火の瞬間熱でとけて曲ったりするため、飛ぶ方向が一定しない。	1個 10円	岩槻市火工品工場（埼玉県岩槻市岩槻）	恩田商店㈱（東京都台東区浅草橋）	その機能が人体に危険を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S42.6.23 静岡県告示第404号	個別
22	器具類	銃	エバーフレッシュマン水中銃No.1	ラバースプリング式 安全装置付 全長43cm 矢36cm 重量280g	ゴムの伸縮力により金属製のモリを先端につけた鉄棒が発射されるもので、地上において近距離で発射した場合は人体を貫通する威力を有する。	1,000円	東京都台東区蔵前4丁目14株式会社エバニュー	左同	その構造及び機能が人体に危険をおよぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S42.7.18 静岡県告示第470号	個別
23	器具類	銃	エバーフレッシュマン水中銃No.2	ラバースプリング式 安全装置付 全長68cm 矢60.5cm 重量1,100g	ゴムの伸縮力により金属製のモリを先端につけた鉄棒が発射されるもので、地上において近距離で発射した場合は人体を貫通する威力を有する。	3,500円	東京都台東区蔵前4丁目14株式会社エバニュー	左同	その構造及び機能が人体に危険をおよぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S42.7.18 静岡県告示第470号	個別
24	器具類	銃	エバーフレッシュマン水中銃No.3	ラバースプリング式 安全装置付 全長99cm 矢91.5cm 重量1,200g	ゴムの伸縮力により金属製のモリを先端につけた鉄棒が発射されるもので、地上において近距離で発射した場合は人体を貫通する威力を有する。	4,100円	東京都台東区蔵前4丁目14株式会社エバニュー	左同	その構造及び機能が人体に危険をおよぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S42.7.18 静岡県告示第470号	個別
25	器具類	銃	エバーフレッシュマン水中銃No.4	ラバースプリング式 安全装置付 二連式 全長102cm 矢91.5cm 重量1,500g	ゴムの伸縮力により金属製のモリを先端につけた鉄棒が発射されるもので、地上において近距離で発射した場合は人体を貫通する威力を有する。	6,500円	東京都台東区蔵前4丁目14株式会社エバニュー	左同	その構造及び機能が人体に危険をおよぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S42.7.18 静岡県告示第470号	個別
26	器具類	銃	No. K103 水中銃	ラバースプリング式 安全装置付 全長80cm 矢78cm 重量830g	ゴムの伸縮力により金属製のモリを先端につけた鉄棒が発射されるもので、地上において近距離で発射した場合は人体を貫通する威力を有する。	3,200円	東京都墨田区東駒形1の14の2 鬼怒川商事KK	東京都台東区蔵前4丁目14㈱エバニュー	その構造及び機能が人体に危険をおよぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S42.7.18 静岡県告示第470号	個別
27	玩具類	刃物類	あいくち（玩具用）	白さや入りあいくち造り 刀身の長さ 228m/m 刀の幅 27m/m 刀の厚さ 5m/m 刀身は軽合金製 一見して実物と見分けのつかないほど精巧なもの			東京都練馬区関町1丁目53番8号 刀剣モデルガン製造販売業渡辺商会		軽合金製だが、一見して実物と見分けがつかず丈夫な作りで、人に危害を及ぼすおそれがあるが青少年に携帯させることは健全な育成を阻害すると認められる。	S42.8.4 静岡県告示第506号	個別
28	玩具類	その他	シュノーケル（水中呼吸器）	・長さ30～50cm直径約1.9cmの合成樹脂製のパイプで水面上に出す部分にはピンポン玉が装置してある。 ・水中メガネに付属したものもある。	潜望鏡のように一端を口にくわえてもぐり、片方の端を水面上に出して呼吸する仕組みである。 水中に深くもぐった場合には、ピンポン玉が水の浸入を防ぐが、その防水は完全でない。	価格は300～700円である。			その機能が人体に危険を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S42.8.18 静岡県告示第539号	包括
29	玩具類	銃	水中銃「ベンチュラ」SG502	ラバースプリング式、安全装置付、銃体101.5cm、重量1,260g、もりの長さ89cm、金属製	ゴムの伸縮力により金属製のモリの先端につけた金属棒が発射されるもので、地上において、近距離で発射した場合は、人体を貫通する威力を有し、物体に突きささった場合においては、先端の「かかり」の部分が開き、抜けないようになっている。		田畑ゴム株式会社（東京都墨田区東駒形1丁目3の17）	左同	その機能が人体に危険をおよぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S44.5.16 静岡県告示第339号	個別
30	玩具類	その他	玩具手錠	金属製、黒皮サック入 手錠・ケースともに、実物とまったく同型である。鍵穴はついていないが、鍵はなく、つまみによってははずすことができる。		2,000円	協栄商会（東京都葛飾区堀切）	丸郷商店（東京都台東区上野）	人体に危害をおよぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を阻害する。	S45.11.17 静岡県告示第814号	個別
31	玩具類	煙火	玩具花火「响虹」	長さ77mm 直径10mm ロケット型 発射台40mm 導火線210mm	ロケット型で下部に穴があいており、発射台に取り付け点火すると音を発して約30m飛行するが、速度が早く、3本の尾翼が粗雑のためその方向が一定しない。		中国茶葉土産進出口公司 広東省土産分公司、东莞支公司	左同	人体に危害をおよぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を阻害する。	S47.7.18 静岡県告示第573号	個別

別添 1

有害玩具類等の指定状況一覧（R5.1現在）

No.	玩具類・器具類別	種別	名称	形状・構造	機能・威力・危険度	価格	製造元	販売・発売元、卸商	指定理由	告示日	個別・包括別
32	玩具類	煙火	空中彩珠（ロケット花火）	長さ340mm直径3mmの竹ヒゴの先に直径約10mm長さ約70mmの円筒型本体をとりつけ、本体下部には長さ約20mmの導火線がついている。	空ビン等に入れて地面に垂直に立て点火すると、約30m～40m飛行し、音を出して破裂する。 手に持ったり、扱い方を誤ると危険使用上の注意書が必ず必要		輸入品 中国広東省 馬牌商標	左同	構造または機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、その取り扱いを誤ると青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S48.7.3 静岡県告示第686号	個別
33	玩具類	煙火	金鹿紅炮（ばくちく花火）	・直径3mm長さ28mmのボール紙製円筒が左右二列に13本ずつ並び結ばれている。 ・導火線が中心にあり先端が約20mm出ている。	地面に置き、点火すると約1～2秒で筒が次々に連続破裂、大きな音を出す。 点火して破裂し始めるまでの時間が極めて短かく、マッチでの点火も危険性がある。		輸入品 中国劉陽炮竹廠 紅燈牌	左同	構造または機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、その取り扱いを誤ると青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S48.7.3 静岡県告示第686号	個別
34	玩具類	煙火	イ 一傘 Parachute ロ 二傘 " ハ 三傘 " (パラシュート)	イ 直径23mm、長さ110mm、の円筒型の本体に長さ50mmの導火線。一辺25mm四方の台座に接着 ロ 直径23mm、長さ140mm、の同筒型の本体一辺40mm四方の台 ハ 直径23mm、長さ175mm、の同筒型本体一辺40mm四方の台 いずれも本体の中にパラシュート1～3ヶを内蔵	平らな地面に垂直に立て点火すると、内筒が約5m～10mほど上がり、上空でパラシュートが開いて落ちる。 台座の面積が円筒の長さ及び底面に対し狭いので安定性を欠ききらいあり。 小学5年生の事故例あり。		輸入品 中国湖南省 紅燈牌	左同	構造または機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、その取り扱いを誤ると青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S48.7.3 静岡県告示第686号	個別
35	玩具類	その他	スリングショット（SLING SHOT） フアルコンII		一方の手でハンドルを握り手首固定具の上部を支え他の手で鉛弾をいれた弾ばさみをつまんで強く引き寄せ放すと弾はゴムバンドの弾力で勢いよく発射される。		アメリカ サンダースアーチェリーカンパニー		発射力が強大で身体または財産に危害を与えるおそれがある。	S52.8.9 静岡県告示第638号	個別
36	玩具類	銃	玩具空気銃 モデルTM07			9,000円	株式会社マツシロ		銃砲を形どり発射力が強大で身体に危害を与えるおそれがある。	S54.4.7 静岡県告示第339号	個別
37	玩具類	銃	玩具空気銃 モデルTM03			7,000円	株式会社マツシロ		銃砲を形どり発射力が強大で身体に危害を与えるおそれがある。	S54.5.12 静岡県告示第438号	個別
38	玩具類	銃	玩具空気銃 SS5000（通称）			5,000円	株式会社マツシロ		銃砲を形どり発射力が強大で身体に危害を与えるおそれがある。	S54.5.12 静岡県告示第438号	個別
39	玩具類	煙火	玩具煙火「魔（摩）術弾」	5連発、7連発、8連発、10連発、15連発、20連発、25連発の円筒花火で、本体下部にスティック（プラスチック製の支柱）を取り付けたもの	地面に垂直に立て、点火すると3秒位で火を噴き出し、火の玉が次々と約10～25mの高さに打ち上がる。 手に持ったり、扱い方を誤ると危険		輸入品 中国 広東省 馬牌商標		構造または機能が、人体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	S54.8.22 静岡県告示第686号	個別
40	玩具類	銃	玩具空気銃 BOLT888 MKII			9,800円	株式会社増田屋コーポレーション		銃砲を型どり、発射力が強大で身体に危害を与えるおそれがある。	S54.12.25 静岡県告示第1041号	個別
41	玩具類	その他	特殊警棒	金属製の伸縮式護身具で、通常は握りの部分に突出部が収納され、使用に際し、強く振ることにより、又はバネの弾力により筒状の先端から突出部が飛び出す構造のもの	伸長した状態で人体に打撃を加えた場合、殺傷能力を有するもの				当該玩具類の構造及び機能が人体に危害を及ぼす恐れがあり、青少年に所持させることが、その健全な育成を阻害すると認められるため	S62.12.1 静岡県告示第1125号	包括
42	玩具類	銃	ガン 玩具銃	1 ばね式 レバー等をもってばねを圧縮し、その反動力を利用して弾丸を発射させるもの 2 空気式 レバー等をもって空気圧縮ポンプ又はばねを作用することにより、空気を圧縮し、その空気の力を利用して弾丸を発射させるもの 3 ガス式 充てんした圧縮ガスの力を利用して弾丸を発射させるもの	当該玩具銃の弾丸を装てんし、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口から50cmの距離で0.07kgf・m/cm <sup>2</sup> 以上のもの				当該玩具銃の構造及び機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることが、その健全な育成を阻害すると認められるため	S63.7.19 静岡県告示第717号	包括
43	器具類	その他	電動式自慰器具（自慰その他性行為に用いる電気式の器具）	男性器の形状若しくはそれに類似した形状をし、又は男性器を包み込む形状をしたもので電気式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有しているもの					電動式自慰器具の構造及び機能が著しく性的感情を刺激するおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため	H5.3.26 静岡県告示第308号	包括
44	器具類	刃物類	バタフライナイフ	柄がさやを兼ねる折り込み式（刃体と柄の接合部を軸として開刃するものをいう。）であって、柄が二つに分かれて、刃体を両側の柄で挟むように収納することができるもの。	刃を出した状態で、人体に対して刺す、切る等の行為を加えた場合、殺傷能力を有する。				構造及び機能が、人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあるため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため。	H10.3.3 静岡県告示第232号の2	包括
45	玩具類	銃	クロスボウ（銃砲型近代洋弓）	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウ（銃砲型近代洋弓）の矢を装てんし、発射された矢の有する単位当たりのエネルギーが装てん時の矢の先端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm <sup>2</sup> 以上のもの				構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため	H13.1.18 静岡県告示第46号の3	包括

別添2

有害玩具類等の指定見直し（案）

【指定継続】

No.	玩具類・器具類別	種別	名称	形状・構造	機能・威力・危険度	価格	製造元	販売・発売元、卸商	指定理由	告示日	個別・包括別	備考
1	玩具類	その他	特殊警棒	金属製の伸縮式護身具で、通常は握りの部分に突出部が収納され、使用に際し、強く振ることにより、又はバネの弾力により筒状の先端から突出部が飛び出す構造のもの	伸長した状態で人体に打撃を加えた場合、殺傷能力を有するもの				当該玩具類の構造及び機能が人体に危害を及ぼす恐れがあり、青少年に所持させることが、その健全な育成を阻害すると認められるため	S62.12.1 静岡県告示第1125号	包括	
2	玩具類	銃	ガン玩具銃	1 ばね式 レバー等をもってばねを圧縮し、その反動力を利用して弾丸を発射させるもの 2 空気式 レバー等をもって空気圧縮ポンプ又はばねを動作することにより、空気を圧縮し、その空気の力を利用して弾丸を発射させるもの 3 ガス式 充てんした圧縮ガスの力を利用して弾丸を発射させるもの	当該ガン玩具銃の弾丸を装てんし、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口から50cmの距離で0.07kgf・m/cm <sup>2</sup> 以上のもの				当該ガン玩具銃の構造及び機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることが、その健全な育成を阻害すると認められるため	S63.7.19 静岡県告示第717号	包括	
3	器具類	その他	電動式自慰器具（自慰その他性行為に用いる電気式の器具）	男性器の形状若しくはそれに類似した形状をし、又は男性器を包み込む形状をしたもので電気式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有しているもの					電動式自慰器具の構造及び機能が著しく性的感情を刺激するおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため	H5.3.26 静岡県告示第308号	包括	
4	玩具類等	刃物類	バタフライナイフ	柄がさやを兼ねる折り込み式（刃体と柄の接合部を軸として開刃するものをいう。）であって、柄が二つに分かれて、刃体を両側の柄で挟むように収納することができるもの。	刃を出した状態で、人体に対して刺す、切る等の行為を加えた場合、殺傷能力を有する。				構造及び機能が、人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあるため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため。	H10.3.3 静岡県告示第232号の2	包括	
5	玩具類等	その他	クロスボウ（銃砲型近代洋弓）	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウ（銃砲型近代洋弓）の矢を装てんし、発射された矢の有する単位当たりのエネルギーが装てん時の矢の先端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm <sup>2</sup> 以上のもの				構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため	H13.1.18 静岡県告示第46号の3	包括	

【新規】

No.	玩具類・器具類別	種別	名称	形状・構造	機能・威力・危険度	価格	製造元	販売・発売元、卸商	指定理由	告示日	個別・包括別	備考
1	刃物類		模造刀剣類	金属で作られ、かつ、刀、剣、やり、なぎなた若しくはあいくちに着しく類似する形態を有するもの又は飛出しナイフに著しく類似する形態又は構造を有するもの					構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため		包括	
2	刃物類		ナイフ	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第101条の規定により測定した刃体の長さが6センチメートルを超えるナイフ（くだものナイフ、カッターナイフ、切出し、ペーパーナイフ、電工ナイフその他の家庭用、工作用又は業務用ナイフを除く。）であって、折りたたみ式のナイフ、スライド式のナイフにあつては、開刃した刃体を柄に固定させる装置を有するもの	※対象外（例示） ・包丁、くだものナイフ、カッターナイフ、切出し、くり小刀、花小刀、ペーパーナイフ、キッチンナイフ、食器用ナイフ、パン切りナイフ、冷凍ナイフ、電工ナイフ、カミソリナイフ、クラフトナイフその他の家庭用、工作用又は業務用ナイフ ・折りたたみ式のナイフ、スライド式のナイフのうち、開刃した刃体を柄に固定させる装置のないもの ・はさみ、斧、鎌、農林作業用鉋、まさかり、のみ、手術用メスその他のナイフ以外の刃物  ※H10.3.3静岡県告示第232号の2により有害玩具類等として指定した「バタフライナイフ」は含まない。				構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため		包括	
3	器具類		手錠類（手錠、指錠、足錠）	金属の材質で堅固に作られたもので、手、指、足の自由を拘束することが可能な内径を有する二輪を連結した形状のものであつて特定の鍵等によって解錠可能なもの（安全装置付きのものを含む）					構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため		包括	
4	器具類		スリングショット	腕あてで固定し、握りから角状に出る2本の棒（ゴム固定金具等が付加されたものを含む。）に取り付けられたゴムの弾力を利用して弾丸その他これに類する物（以下「弾丸等」という。）を発射させるもの	当該スリングショットのゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが0.07kgf・m/cm <sup>2</sup> 以上のもの  ※京都、大阪と同様表記（威力は、本県指定の玩具銃、クロスボウと同程度とした。）				構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため		包括	